

税理士による

消費税軽減税率対策窓口相談等事業



消費税軽減税率制度 個別無料相談

千葉商工会議所では、事業者の皆様が抱えている消費税軽減税率制度導入、消費税率引き上げ時の問題解決の一助とすべく、税務相談窓口を設置いたします。

税理士への相談は無料です。是非積極的にご利用ください。

～令和元年度 税理士個別相談日～

- ★ 6月12日、26日
 - ★ 7月10日、24日
 - ★ 8月14日、28日
 - ★ 9月11日、25日
 - ★ 10月2日、9日、16日、23日、30日
 - ★ 11月6日、13日、20日、27日
 - ★ 12月4日、11日、18日、25日
 - ★ 1月8日、15日、22日
- ※全24回、水曜日

軽減税率導入後の記帳
方法がわからない！

税率変更後の
申告が不安！！

10月以降の請求書、
領収書の書き方は??



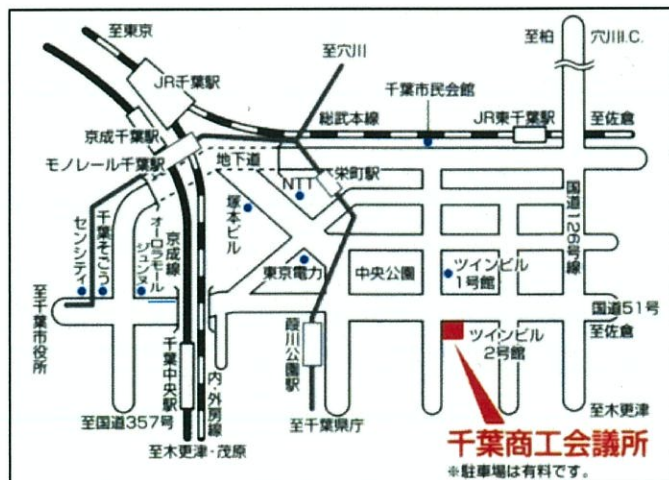
※予めお電話で相談日、お時間等をご連絡ください。

【会場】千葉商工会議所13階 相談ブース
千葉市中央区中央2-5-1

【時間】①13:30～14:30 ②14:30～15:30
③15:30～16:30 (各1時間予約制)

【相談料】無料(会員・非会員問わず)

【問合せ】千葉商工会議所 地域振興課まで
☎043-227-4103



千葉商工会議所
※駐車場は有料です。